

鳥取県農林水産部指定管理施設運営評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農林水産部が所管する公の施設のうち指定管理者が管理運営を行っている施設（以下「指定管理施設」という。）について、その管理運営状況を厳正かつ公平に評価するために開催する指定管理施設運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(調査審議する事項等)

第2条 評価委員会は、指定管理施設の利用者サービスの向上、管理運営の改善等に資するため、鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 指定管理施設の管理運営状況の評価に関する事項
- (2) 指定管理施設の管理運営に関する調査及び提言に関する事項

(組織及び委員)

第3条 評価委員会を下表に掲げる指定管理制度を導入している公の施設ごとに設置する。

公の施設	評価委員会	施設所管課
鳥取県立農村総合研修所	鳥取県立農村総合研修所評価委員会	とっとり農業戦略課
鳥取県立とっとり花回廊	鳥取県立とっとり花回廊評価委員会	生産振興課
鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館評価委員会	
鳥取県立とっとり出合いの森	鳥取県立とっとり出合いの森評価委員会	林政企画課
鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港	鳥取県営境港水産物卸売市場及び境漁港評価委員会	水産課、空港港湾課

2 評価委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者で構成する。ただし、他の部（局長等が所管する公の施設に係る評価委員を合同で選定する場合はこの限りでない。

- (1) 農業振興戦略監、森林・林業振興局長又は水産振興局長
- (2) 学識経験者 1名
- (3) 公認会計士、税理士又は会計事務経験者 1名
- (4) 当該施設に関する有識者 2名

3 委員の任命期間は、任命の日から評価結果等を県に提出するまでの期間とする。

(委員長等)

第4条 評価委員会に委員長1人及び副委員長1人を置くものとし、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長又はあらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 評価委員会の事務局は施設所管課に置き、庶務業務を処理する。

(会議)

第6条 評価委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

(関係者等の出席)

第7条 評価委員会は、評価等のために必要があると認めるときは、指定管理者その他の関係者に対して評価委員会への出席を求め意見又は説明を聴き、指定管理施設の現地調査等を行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月29日から施行する。